

環境厚生委員会資料

健康福祉部
令和8年6月25日・26日

1. 条例案

第84号議案	島根県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例	(青少年家庭課) …	1
第85号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(子ども・子育て支援課) …	2

2. 一般事件案

承認第3号議案	専決処分事件の報告及び承認について[関係分]《令和7年度島根県一般会計補正予算(第13号)》	(健康福祉総務課) …	4
承認第4号議案	専決処分事件の報告及び承認について《令和7年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算(第4号)》	(健康福祉総務課) …	4
承認第5号議案	専決処分事件の報告及び承認について《令和7年度島根県国民健康保険特別会計補正予算(第4号)》	(健康福祉総務課) …	4

3. 予算案

第77号議案 令和8年度島根県一般会計補正予算(第1号)[関係分] (健康福祉総務課) … 7

4. 報告事項

- (1) 中東情勢の変化に係る影響について (健康福祉総務課) … 10
- (2) 新たな地域医療構想の策定及び保健医療計画の中間見直しについて (医療政策課) … 11
- (3) 病床数適正化緊急支援事業について (医療政策課) … 13
- (4) 令和7年度介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査結果について (高齢者福祉課、障がい福祉課) … 14
- (5) 令和7年度における女性相談等の実施状況について (青少年家庭課) … 33
- (6) 令和7年合計特殊出生率等について (子ども・子育て支援課) … 38
- (7) 令和8年度放課後児童クラブの状況(速報値)について (子ども・子育て支援課) … 39
- (8) 障がい者就労継続支援事業所における平均工賃月額の実績について (障がい福祉課) … 40
- (9) 障がい者就労施設等からの物品等の調達について (障がい福祉課) … 41

島根県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

1. 条例制定の理由

一時保護は児童相談所長が必要と判断した場合に実施できることとされているが、令和 7 年の児童福祉法の改正により、その委託先について、これまでの児童養護施設や里親などのほか、都道府県知事が条例で定める基準に適合した登録施設に対しても委託ができることとなった。

この登録等の最低基準について、本年 3 月に公布された内閣府令で定める基準に沿って、条例を制定する必要がある。

2. 条例の概要

(1) 児童の権利及び行動の制限の禁止（従うべき基準、参酌すべき基準）

- ・ 正当な理由なく児童の権利制限をしてはならないこと。
- ・ 児童の行動を制限してはならないこと。
- ・ 国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱いをしてはならないこと。

(2) 虐待等の禁止（従うべき基準）

- ・ 児童に対する虐待行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

(3) 児童対象性暴力等の防止（従うべき基準）

- ・ 児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、必要な措置を講じなければならないこと。

(4) 自動車を運行する場合の児童の所在確認（従うべき基準）

- ・ 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法による児童の所在確認を行うこと。

(5) 児童の権利擁護（従うべき基準）

- ・ 入所する児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整備しなければならないこと。

(6) その他登録等に関する基準（従うべき基準、参酌すべき基準）

- ・ 居室等の設置 ・ 職員の体制 ・ 食事の提供 ・ 生活、教育、学習等の支援体制 ・ 秘密保持等

3. 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

【第85号議案】

令和8年6月25日・26日
環境厚生委員会資料
健康福祉部子ども・子育て支援課

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1. 条例改正の理由

次の条例について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、職員の配置基準等について所要の改正を行う必要がある。

	施設種別	条例の名称
ア	児童福祉施設	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
イ	幼保連携型認定こども園	島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
ウ	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園	島根県認定こども園の認定要件に関する条例
エ	(共通)	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

2. 条例改正の概要

(1) 理学療法士等の専門人材の活用（1のア、イ、ウが該当）

保育所及び認定こども園における保育士等の職員の配置基準について、当該保育所及び認定こども園に勤務する理学療法士等であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを、1人に限り、保育士等とみなすことができることとする。

(2) 主務保育教諭等の職の創設（1のイ、ウが該当）

認定こども園において、主務保育教諭(注1)及び主務養護教諭(注2)の規定を追加すること。

(注1) 主務保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに命を受けて認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う職。

(注2) 主務養護教諭は、園児の養護をつかさどり、並びに命を受けて認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う職。

(3) 学級編成基準の改正（1のイ、ウが該当）

認定こども園において、満3歳以上の学級編成の基準を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げること。

(4) 所要の経過措置の設定（1のイ、ウが該当）

(3)については、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができることとする。

(5) 3歳児配置基準の経過措置の終期設定（1のエが該当）

保育所及び認定こども園における満3歳以上満4歳未満の幼児及び園児に係る保育士等の職員の配置基準について、おおむね15人につき1人以上の職員を置くこととされているが、当分の間、おおむね20人につき1人以上とすることができるとする特例の適用期限を、令和10年3月31日までとすること。

(6) その他規定の整理（1のア、イ、ウ、エが該当）

基本的に従うべき基準であるが、1のウに定める施設のうち、幼稚園型認定こども園については(1)、(2)、(5)、地方裁量型認定こども園については(1)、(5)が参酌基準となる。

3. 施行期日

公布の日

令和7年度補正予算(令和8年3月31日専決処分) (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,719,151	2,426,570	0	0	2,719,151	2,426,570
地域福祉課	3,701,909	3,380,415	▲ 26,100	▲ 8,700	3,675,809	3,371,715
医療政策課	11,927,154	8,104,402	▲ 10,241	1,171	11,916,913	8,105,573
健康推進課	21,168,838	19,620,044	0	0	21,168,838	19,620,044
高齢者福祉課	18,776,248	14,418,693	▲ 89,940	▲ 2,181	18,686,308	14,416,512
青少年家庭課	3,515,776	2,205,939	▲ 28,346	▲ 2,760	3,487,430	2,203,179
子ども・子育て支援課	10,233,152	9,515,717	0	0	10,233,152	9,515,717
障がい福祉課	12,479,047	10,238,218	▲ 56,152	▲ 272	12,422,895	10,237,946
薬事衛生課	974,985	730,762	▲ 6,344	▲ 3,172	968,641	727,590
健康福祉部計	85,496,260	70,640,760	▲ 217,123	▲ 15,914	85,279,137	70,624,846

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	253,811	0	906	0	254,717	0
島根県国民健康保険特別会計	62,034,718	0	▲ 179,445	0	61,855,273	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	486,717	0	0	0	486,717	0

■令和7年度補正予算(令和8年3月31日専決処分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		85,496,260	▲ 217,123	85,279,137	▲ 156,409	0	0	▲ 44,800	0	▲ 15,914
地域福祉課		3,701,909	▲ 26,100	3,675,809	0	0	0	▲ 17,400	0	▲ 8,700
1	被災者への支援事業費	26,428	▲ 26,100	328	・災害援護資金貸付金事業					
医療政策課		11,927,154	▲ 10,241	11,916,913	▲ 11,412	0	0	0	0	1,171
1	へき地等の医療機関を支援する事業費	85,342	▲ 8,631	76,711	・へき地診療所運営費補助					
2	風水害震災時の医療体制整備費	32,855	▲ 1,610	31,245	・災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備(防災訓練等参加支援)					
3	一般職給与費	319,749	0	319,749	・一般職員 33人					
高齢者福祉課		18,776,248	▲ 89,940	18,686,308	▲ 80,159	0	0	▲ 7,600	0	▲ 2,181
1	福祉人材確保・育成事業費	2,568,968	▲ 68,102	2,500,866	・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業					
2	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	100,888	▲ 15,016	85,872	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金					
3	社会福祉施設等災害復旧費	25,650	▲ 6,822	18,828	・老人福祉施設災害復旧事業					
青少年家庭課		3,515,776	▲ 28,346	3,487,430	▲ 24,186	0	0	▲ 1,400	0	▲ 2,760
1	DV被害者等保護事業費	42,537	0	42,537	・一時保護所運営費					
2	施設入所児童支援事業費	1,359,003	▲ 17,877	1,341,126	・児童養護施設措置事業 ▲11,952 ・乳児院措置事業 ▲2,478 ・児童心理治療施設措置事業 ▲1,787 ・自立援助ホーム入所委託事業 ▲304 ・わかたけ学園関係事業 142					
3	里親委託児童支援事業費	193,178	▲ 7,272	185,906	・里親措置事業 ▲5,981 ・里親支援センター事業 ▲1,291					
4	子どもと家庭特定支援事業費	622,525	▲ 3,197	619,328	・児童相談所一時保護事業 ▲1,751 ・出雲児童相談所移転・新築事業 ▲1,446					
5	一般職給与費	1,026,455	0	1,026,455	・一般職員 135人					
障がい福祉課		12,479,047	▲ 56,152	12,422,895	▲ 37,480	0	0	▲ 18,400	0	▲ 272
1	障がい者施設等整備事業費	149,931	▲ 46,863	103,068	・障がい者福祉施設等整備事業					
2	社会福祉施設等災害復旧費	12,150	▲ 9,289	2,861	・障がい者福祉施設等災害復旧事業					
薬事衛生課		974,985	▲ 6,344	968,641	▲ 3,172	0	0	0	0	▲ 3,172
1	感染症の医療体制整備事業費	264,342	▲ 6,344	257,998	・感染症指定医療機関運営費					

■令和7年度補正予算(令和8年3月31日専決処分) 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	253,811	906	254,717	906	0	0	0	0	0
1 予備費	74,955	▲ 9,223	65,732	・予備費					
2 一般会計繰出金	0	10,129	10,129	・一般会計繰出金					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計	62,034,718	▲ 179,445	61,855,273	▲ 189,280	0	0	0	9,835	0
1 保険給付費等交付金	51,856,004	▲ 157,449	51,698,555	・保険給付費等交付金					
2 後期高齢者支援金	7,329,403	0	7,329,403	・後期高齢者支援金					
3 介護納付金	2,158,530	0	2,158,530	・介護納付金					
4 特別高額医療費共同事業拠出金	158,189	▲ 21,996	136,193	・特別高額医療費共同事業拠出金					

令和8年度6月補正予算案 (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,832,398	2,487,582	0	0	2,832,398	2,487,582
地域福祉課	1,146,185	965,633	0	0	1,146,185	965,633
医療政策課	11,277,834	7,310,551	43,643	14,547	11,321,477	7,325,098
健康推進課	21,957,521	20,536,680	109,124	0	22,066,645	20,536,680
高齢者福祉課	14,930,103	13,738,805	78,000	78,000	15,008,103	13,816,805
青少年家庭課	4,863,295	2,454,888	0	0	4,863,295	2,454,888
子ども・子育て支援課	10,408,340	9,846,665	0	0	10,408,340	9,846,665
障がい福祉課	11,911,964	9,833,894	0	0	11,911,964	9,833,894
薬事衛生課	908,697	710,272	0	0	908,697	710,272
健康福祉部計	80,236,337	67,884,970	230,767	92,547	80,467,104	67,977,517

■令和8年度6月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部		80,236,337	230,767	80,467,104	138,220	0	0	0	0	92,547
医療政策課		11,277,834	43,643	11,321,477	29,096	0	0	0	0	14,547
1	地域医療の連携推進費	31,863	43,643	75,506	・医療・介護等支援パッケージ事業					
健康推進課		21,957,521	109,124	22,066,645	109,124	0	0	0	0	0
1	80歳20本の歯推進事業費	5,238	109,124	114,362	・災害時等歯科保健医療提供体制整備事業					
高齢者福祉課		14,930,103	78,000	15,008,103	0	0	0	0	0	78,000
1	介護保険制度施行支援事業費	143,301	78,000	221,301	・高齢者施設等への物価高騰対策支援事業					

【6月補正（健康福祉部所管分）】

補 正 項 目

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
1	病院の生産性向上に対する支援事業	43,643	業務効率化や職場環境改善などの生産性向上の取組を進める病院に対し、ICT機器の導入等を支援する予算を増額 [助成対象者] 病院 [助成率] 4/5 [助成上限額] 8,000万円 [負担割合] 国 2/3・県 1/3	医療政策課
2	災害時等歯科保健医療提供体制整備事業	109,124	災害時等における歯科保健医療提供体制を確保するため、国事業を活用し、歯科巡回診療に必要な車両及び器具・器材の整備や、人材養成のための研修等を支援 [事業実施主体] 島根県歯科医師会 [負担割合] 国 10/10	健康推進課
3	高齢者福祉施設エネルギーコスト削減対策緊急支援事業	78,000	エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等への支援について、申請状況を踏まえて予算を増額 [助成率] 1/2 [助成額] 20～300万円	高齢者福祉課

中東情勢の変化に係る影響について

1. 県が把握している状況

県から医療機関、高齢者施設等に聞き取りした状況では、ナフサ由来製品等について、次のとおり入手しにくくなっている状況や、価格の上昇が見られる。

(1) 医療物資等

- ・医療用手袋、シリンジ等に発注制限や納期の遅れがあるが、不足している状況ではない。（病院）
- ・医療用手袋、手術用ガウン等は、入荷しにくい状況ではあるが、現時点で数量制限は設けていない。
軟膏容器、分包紙は、入荷しにくくなっているが、逼迫している状況にはない。（医薬品卸）

(2) 医療物資等以外のもの

- ・ポリ袋、ラップ類等が値上がりしており、コスト上昇の懸念がある。（病院）
- ・ビニール製手袋、ごみ袋等のプラスチック製品の入手が難しくなっている。
建築資材の納期の遅れや価格高騰の懸念がある。（高齢者施設、障がい者施設、保育所等）

2. 国の対応

(1) 相談・情報提供窓口の設置

- ・医薬品、医療機器及び医療物資等の供給について、医療機関、製造販売業者等向けの窓口を設置
- ・専門チームにおいて、安定供給に不安のある品目の課題を把握し、流通の目詰まりを解消

(2) 医療用手袋の備蓄の放出

[県内の状況] 6/12現在

病院 1 箇所 診療所22箇所 歯科診療所24箇所 訪問看護事業所 6 箇所 薬局 1 箇所 計155,000枚（最大）

(3) 医療関係及び薬局団体や医療機器及び医薬品関係団体等へ「前年同量」「通常通り」の供給・発注を要請

新たな地域医療構想の策定及び保健医療計画の中間見直しについて

1. 新たな地域医療構想の策定

(1) 現行の地域医療構想（平成28年10月策定）

- ・ 平成26年の医療介護総合確保推進法において、都道府県は、将来的な医療需要を踏まえた「地域医療構想」を医療計画の一部として策定することを規定
- ・ 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年（令和7年）に向け、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保が目的

(2) 新たな地域医療構想

- ・ 85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年（令和22年）に向けて、令和8年度から新たな地域医療構想を策定
- ・ 病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする
- ・ 地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等への参画を求める
- ・ 新たに位置づけられた精神医療については、国において令和8年度内を目途に検討が進められていることから、県では来年度以降に別に策定を行う予定

2. 保健医療計画の中間見直し

(1) 概要

- ・ 医療法に基づく「医療計画」であるとともに、「健康増進計画（健康長寿しまね推進計画）」、「健やか親子しまね計画」及び「島根県感染症予防計画」を包含

(2) 計画期間

- ・ 令和6年～令和11年（6年間）

(3) 中間見直し

- ・ 医療法において、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することと規定
- ・ 本年度が現行計画の中間年にあたることから、数値目標やこれまでの取組状況を評価し、一部数値目標項目の新規設定や時点修正等、必要に応じて見直しを実施

3. 今後のスケジュール

		1 新たな地域医療構想の策定 (※)	2 保健医療計画の中間見直し
令和8年	8月頃～	医療審議会（骨子案の審議） 環境厚生委員会へ報告	医療審議会（数値目標の達成状況等の審議） 環境厚生委員会へ報告
	12月頃～	医療審議会（必要病床数の審議） 環境厚生委員会へ報告	医療審議会（計画素案の審議） 環境厚生委員会へ報告
令和9年	1月		法定意見照会、パブリックコメントの実施
	3月頃～	医療審議会（構想素案の審議） 環境厚生委員会へ報告	環境厚生委員会へ報告（計画最終案） 医療審議会（計画最終案の諮問・答申） 策定・公表
		法定意見照会、パブリックコメントの実施	
環境厚生委員会へ報告（構想最終案） 医療審議会（構想最終案の諮問・答申） 策定・公表			

※ 精神医療については、令和9年度以降、上記スケジュールとは別に行う予定

病床数適正化緊急支援事業について

1. 事業概要

令和7年12月に成立した医療法等の一部を改正する法律にて、都道府県が地域の実情を踏まえ医療機関の病床削減を支援する事業が創設され、厚生労働省は、令和7年度補正予算にて「病床数適正化緊急支援事業」として本事業に係る予算を措置（令和7年度国補正予算額：3,490億円）。

対象医療機関	令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に病床（一般・療養・精神）を削減する医療機関 等
給付単価	4,104千円/床、休床の場合2,052千円/床
申請期間	令和8年6月末まで第1回の申請受付を開始（以降3～4か月間隔で複数回募集）
国が示す 主な要件	<p>以下の場合においては、圏域の地域医療構想調整会議等での合意が必要</p> <p>① 現に患者が入院している病床を削減する場合</p> <p>② 病床数をあわせて100床以上削減をする場合</p> <p>③ 入院を受け入れていない、削減により受け入れを停止、削減により廃院する医療機関の場合 等</p> <p>④ その他、都道府県において議論が必要と認める場合</p> <p>※ 今回は、経常赤字等の経営状況に係る要件はなし</p>
予算	県の予算措置はなし（厚生労働省の決定する基金管理団体を通じて医療機関へ給付金を支給）

2. 県における実施方針（令和8年度第1回医療審議会において意見聴取、承認）

医療機関が本事業を活用して病床を減らそうとする場合、圏域の地域医療構想調整会議等で削減について議論し、合意が得られることを要件とする。

- (1) 前回の病床数適正化支援事業（令和6年度国補正）では、県独自の要件として「休床・非稼働状態が1年以上継続していること」を設定（前回は、圏域での議論を行う時間的余裕がないことも踏まえ設定）
- (2) 今回の国の要件では、「④その他、都道府県において議論が必要と認める場合」が認められていることから、これまでの経緯を踏まえ、他の要件に関わらず、圏域での議論と合意を要件として設定（現在の病床機能再編支援事業（基金事業）も圏域での合意が必要）

3. 今後のスケジュール

国のスケジュールにあわせ、交付申請書の受付・審査や圏域での議論など所要の手続を実施

令和7年度介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査結果について

1. 調査の目的

県内の介護・障がい福祉現場における人材の確保の実態や就労動向等を把握し、その結果をもとに、介護・障がい福祉人材の確保・定着の現状・課題を整理し、今後求められる施策等について考察を行う。

2. 調査の概要

(1) 介護分野の施設・事業所

- ①調査期間 令和7年11月6日～11月28日
- ②対 象 1,132事業所
- ③回 答 844事業所（有効回答率：74.6%）

(2) 障がい分野の施設・事業所

- ①調査期間 令和7年11月6日～11月28日
- ②対 象 833事業所
- ③回 答 672事業所（有効回答率：80.7%）

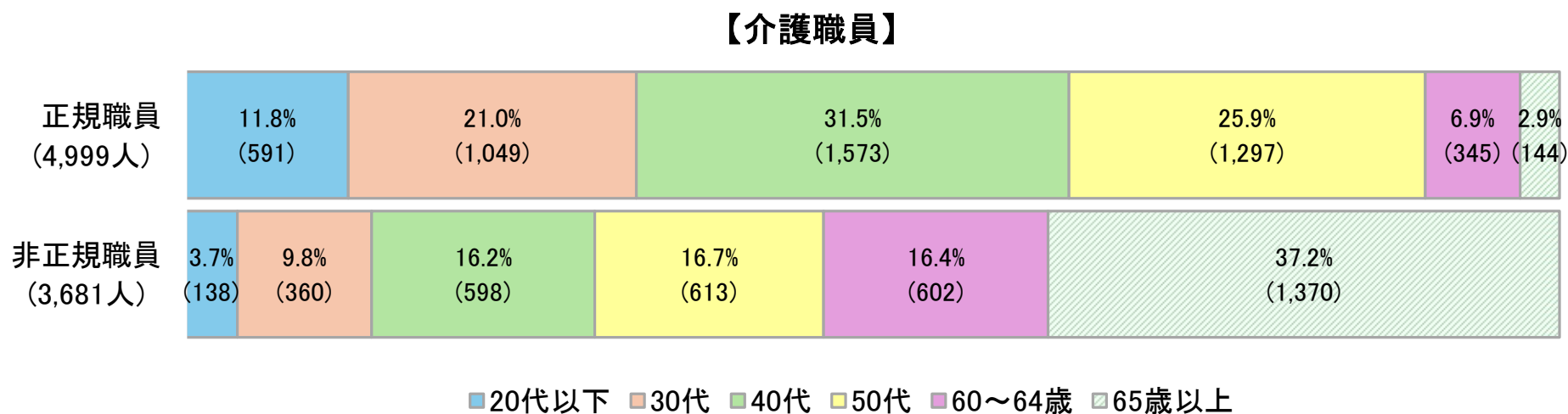
3. 調査結果の概要〔介護分野〕

(1) 職員の年齢構成〔介護分野〕

介護分野における職員の構成比を年齢階層別にみると、正規職員では40代が最も多く、次いで50代が多い状況にある。また、50代以上の職員が35.7%と高い割合となっており、今後の定年退職を見据えた人材確保が課題となっている状況がうかがえる。

また、非正規職員においても60歳以上が5割を超えるなど、高齢層の職員が介護職員の大きな割合を占めている。

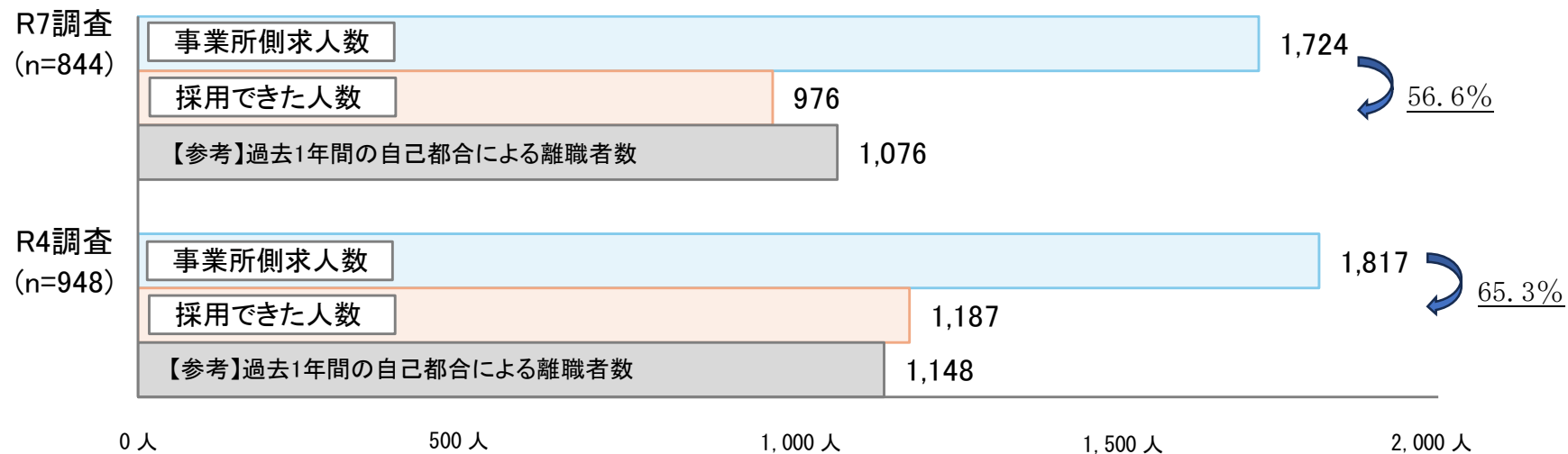
【年齢階層別構成割合（介護職員）】



(2) 過去1年間の採用状況〔介護分野〕

過去1年間の介護職員にかかる事業所側の求人数に対して実際に採用できた人数の割合は56.6%となり、令和4年度調査の65.3%と比べて8.7ポイント低下した。令和4年度調査と異なり、過去1年間の採用人数（976人）が離職者数（1,076人）を下回ったことから、令和4年度調査時と比較して、人材確保がより困難になっていると考えられる。

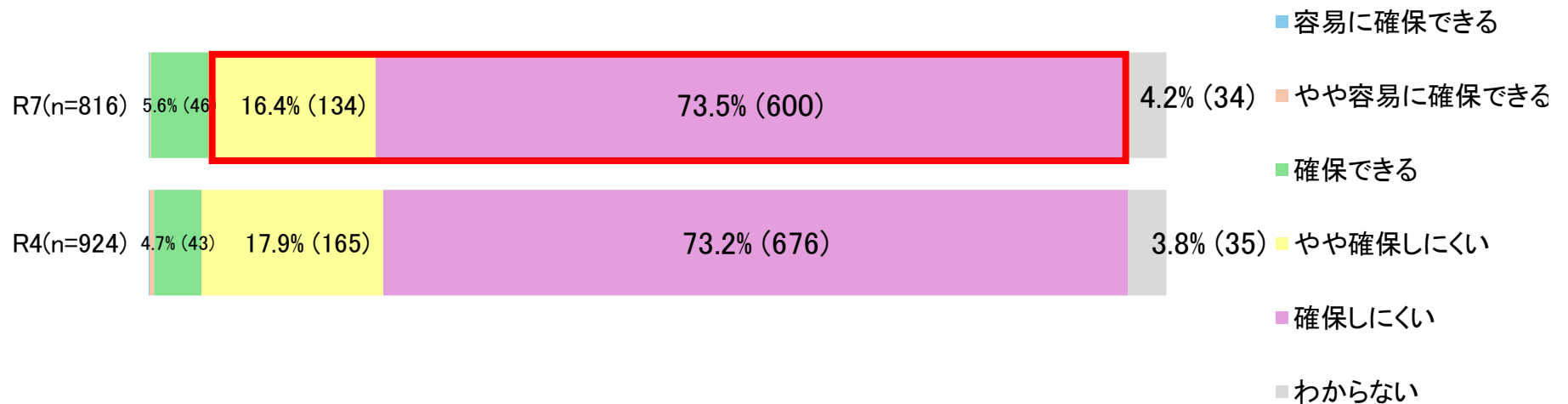
【過去1年間の事業所側求人数と実際の採用人数（介護職員）】



(3) 人材確保の現状〔介護分野〕

人材確保の現状に対する実感については、「やや確保しにくい」「確保しにくい」と回答した割合を合わせると約9割に達していることから、依然として人材確保が困難な状況が続いていることがうかがえる。

【人材確保の現状についての実感（人材確保全般）】



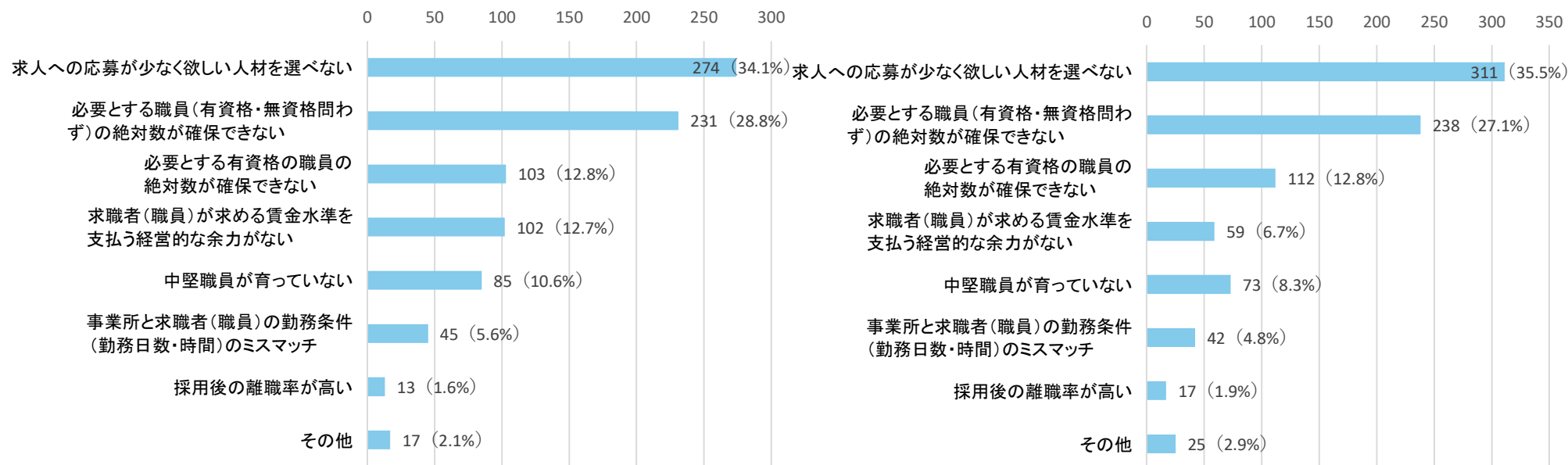
(4) 人材確保にかかる課題〔介護分野〕

事業所が直面する介護人材確保上の課題をみると、「求人への応募が少なく欲しい人材を選べない」が34.1%と最も多く、次いで「必要とする職員（有資格・無資格問わず）の絶対数が確保できない」が28.8%で多かった。

【人材確保の課題】

R 7 調査（n = 803）：複数回答

（参考）R 4 調査（n = 877）：単数回答

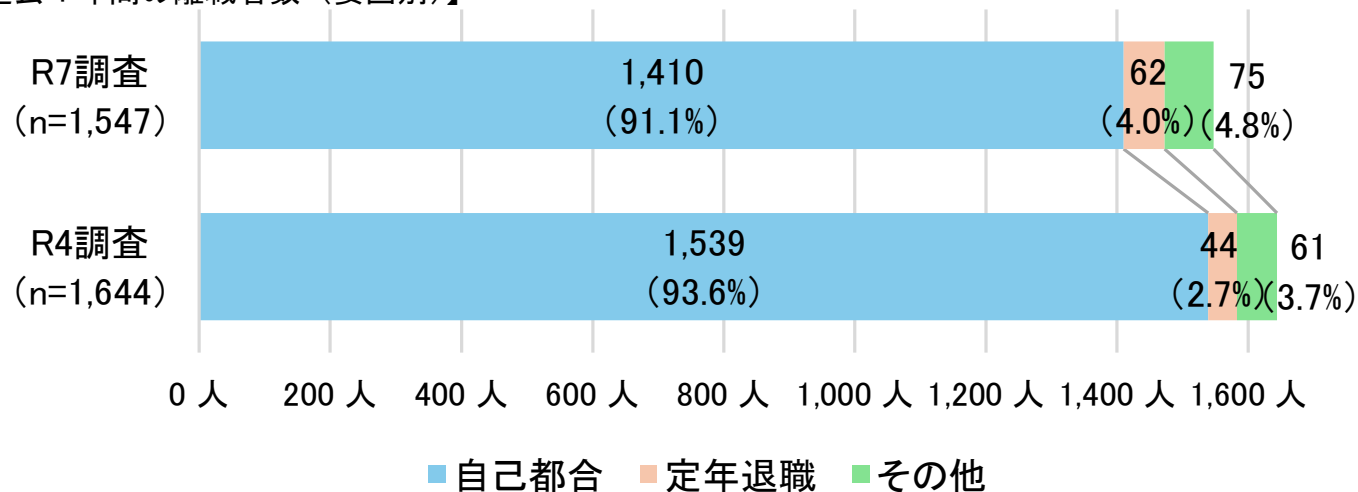


(5) 過去1年間の離職状況〔介護分野〕

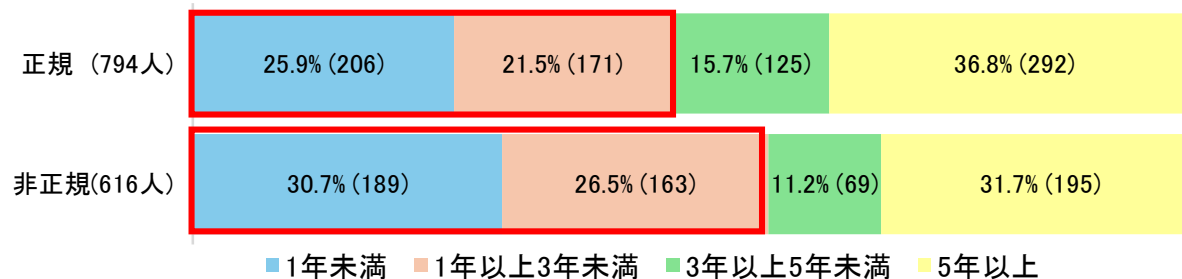
過去1年間の全職種の離職者数を要因別にみると、「自己都合」が最も多く、9割を超えた。

また、過去1年間の自己都合を理由に離職した職員の勤続年数をみると、正規職員・非正規職員ともに3年未満の割合が約5割にのぼっており、依然として早期離職が課題となっている。

【過去1年間の離職者数（要因別）】



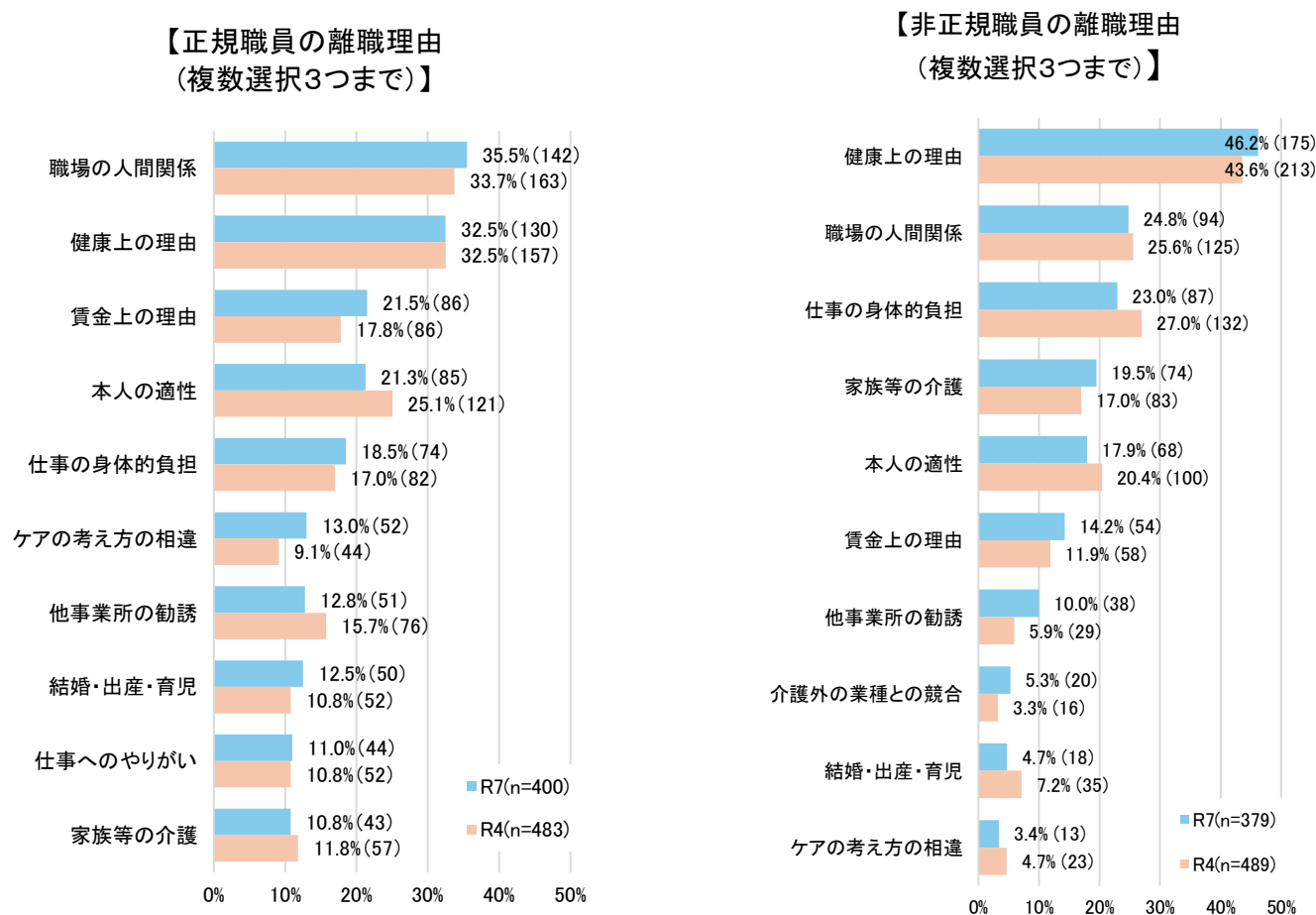
【自己都合による離職者の勤続年数別（全職種）】



(6) 離職理由〔介護分野〕

職員の自己都合による離職理由は、正規職員、非正規職員ともに「職場の人間関係」「健康上の理由」が上位となっている。

一方、非正規職員では「健康上の理由」「仕事の身体的負担」「家族等の介護」が上位となっているが、3（1）にあるとおり、非正規職員の年齢構成が正規職員と比較して高齢層の職員で構成されていることが関連していると推察される。



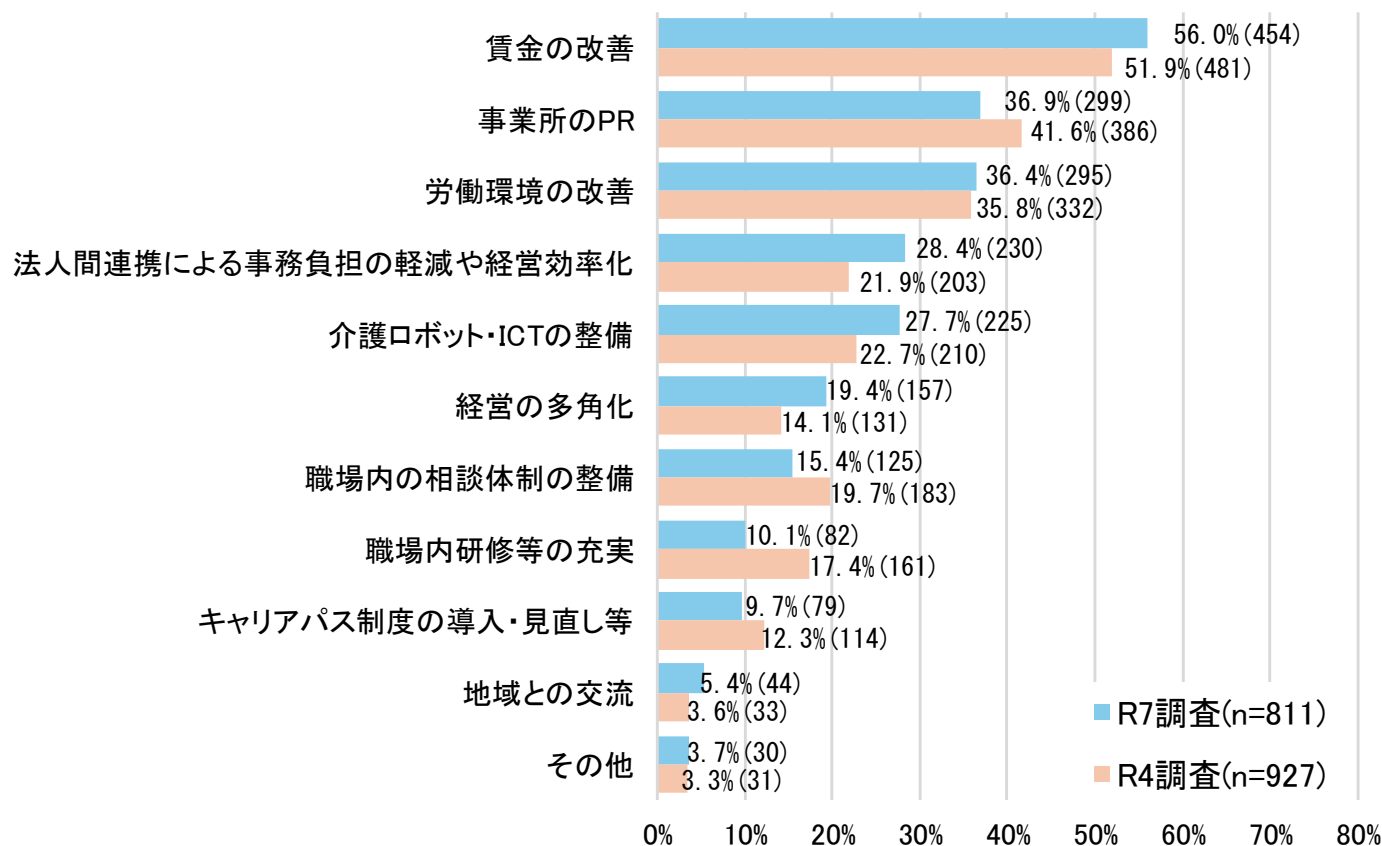
※正規、非正規ともに上位10項目の回答を抽出

(7) 安定的な人材確保と事業の安定運営のために必要な取組〔介護分野〕

人材を安定的に確保し、事業の安定運営を行っていくために取り組まなければならないと考えていることは、「賃金の改善」が56.0%と最も高く、「事業所のPR」が36.9%、「労働環境の改善」が36.4%と続いている。

また、令和4年度調査と比較して「労働環境の改善」「法人間連携による事務負担の軽減や経営効率化」「介護ロボット・ICTの整備」などの割合が上昇していることから、業務負担軽減、法人間の連携、介護テクノロジー導入支援等に引き続き取り組む必要がある。

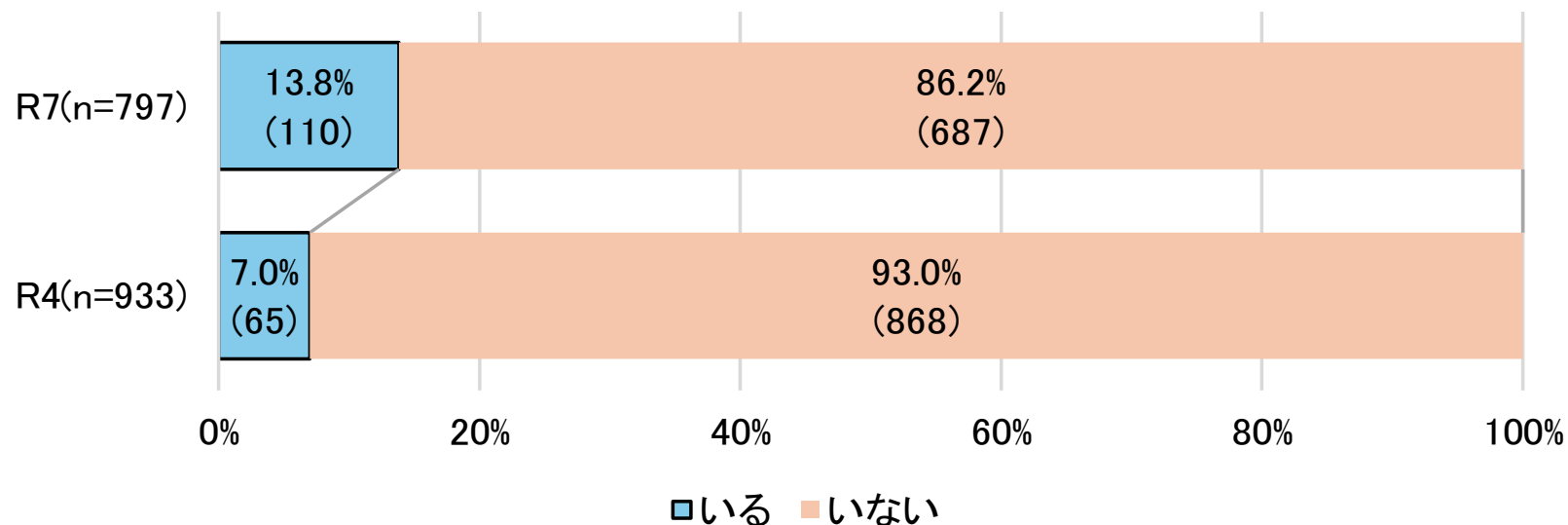
【安定的な人材確保と事業の安定運営のために必要な取組(複数選択)】



(8) 外国人労働者の有無〔介護分野〕

介護の仕事をしている外国人労働者のいる事業所の割合は13.8%（110事業所）であり、令和4年度調査（7.0%、65事業所）よりも大きく増加した。国籍別では「ミャンマー」が83人で最も多い。外国人労働者の属性については、「特定技能1号」が最も多く、次いで「技能実習」となっている。

【介護の仕事をしている外国人労働者のいる事業所の割合】



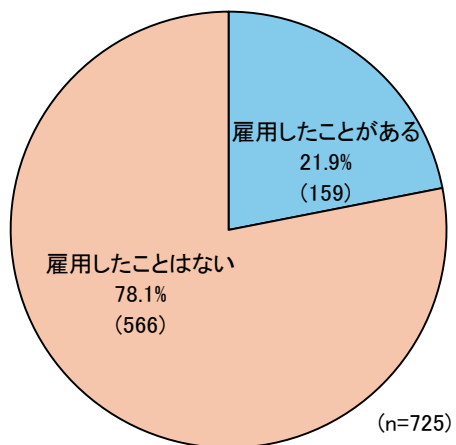
【介護の仕事をしている外国人労働者の国籍と人数】

	ミャンマー	インドネシア	ベトナム	フィリピン	ブラジル	中国	その他	合計
人数	83	74	66	42	10	9	14	298

(外国人労働者属性：特定技能1号：159人、技能実習：68人、在留資格（介護）：28人、留学生：13人、EPA：9人、その他：21人)

(9) 人材紹介会社を利用した事業所に対する追加調査〔介護分野〕

【参考：人材紹介会社を通じた雇用の有無】



実態調査において、「人材紹介会社を利用して雇用した」と回答した事業所(159)に対し、追加調査を実施した。

【追加調査概要】 (n=147)

1. 令和6年8月31日～令和7年9月1日の間に人材紹介会社を利用して採用した事業所数

当該期間に採用のなかった事業所	82
1人～4人採用の事業所	58
5人～9人採用の事業所	5
10人以上採用の事業所	2

2. 人材紹介手数料

利用したことのある事業所の8割以上が「推定年収の20%～30%」との回答であった。

3. 人材紹介会社利用のきっかけ

「採用活動がうまくいかなかったため（マッチングの不一致等）」が70事業所で最多。

次いで「緊急で人材を確保する必要があったため（急な退職等）」が63事業所。

4. 自由記述

- ・紹介手数料が高い。
- ・返金規定の見直しが必要。
- ・自分に合わないと思ったらすぐに辞めてしまう。
- ・確実に働ける方を紹介してほしい。

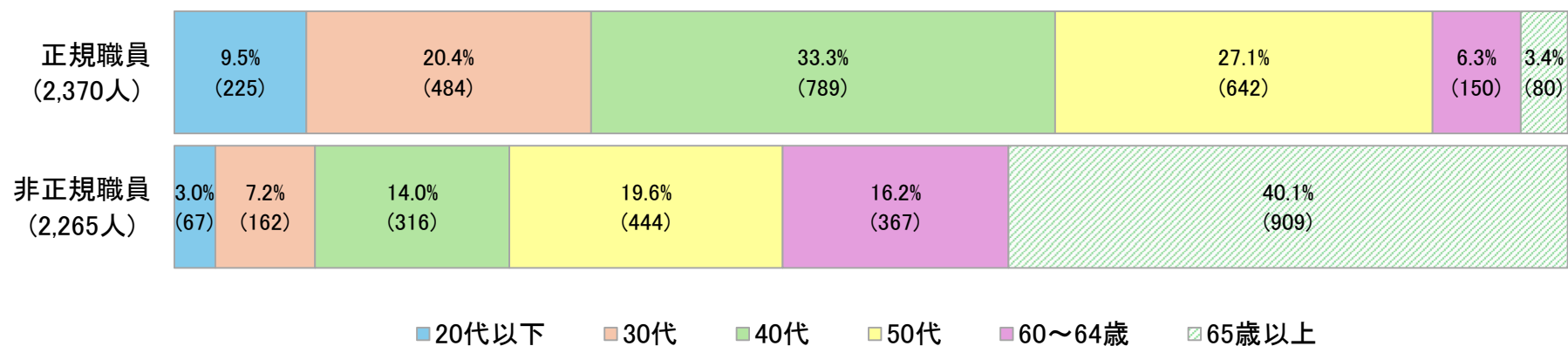
4. 調査結果の概要〔障がい分野〕

(1) 職員の年齢構成〔障がい分野〕

障がい分野における介護職員の構成比を年齢階層別にみると、正規職員では40代が最も多く、次いで50代が多い状況にあるほか、50代以上の職員が36.8%と高い割合にあるため、今後の定年退職を見据えた人材確保が課題となっている状況がうかがえる。

また、非正規職員においても60歳以上が5割を超えるなど、高齢層の職員が介護職員の大きな割合を占めている。

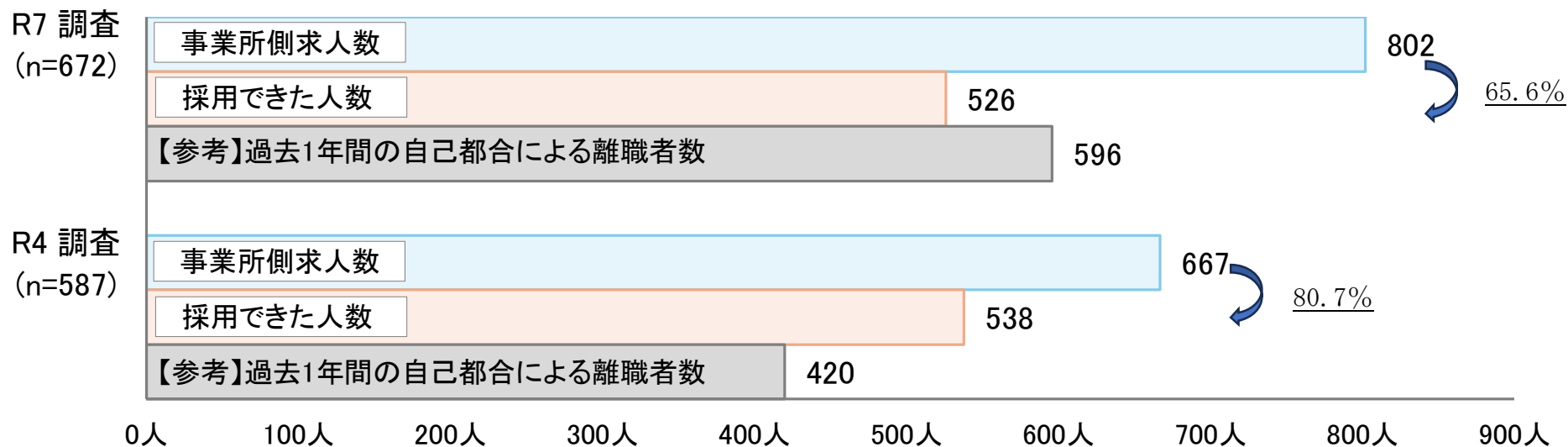
【年齢階層別構成割合（介護職員）】



(2) 過去1年間の採用状況〔障がい分野〕

過去1年間の介護職員にかかる事業所側の求人数に対して実際に採用できた人数の割合は65.6%となり、令和4年度調査の80.7%と比べて15.1ポイント低下した。また、事業所が増加していることもあり、令和4年度調査に比べて事業所の求人数が約1.2倍となったが、実際に採用できた人数は令和4年度調査より減少している状況や、今回の調査では過去1年間の離職者数（596人）よりも採用できた人数（526人）が少ないなど、令和4年度調査時と比較して、人材確保がより困難になっていると考えられる。

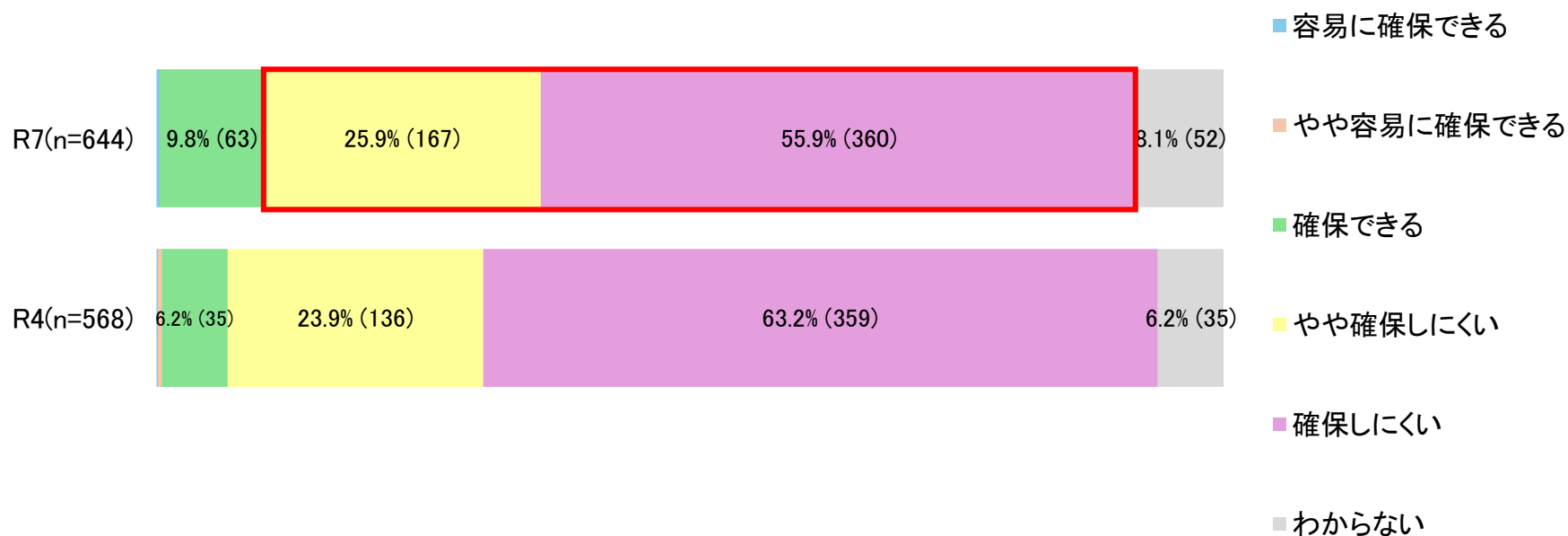
【過去1年間の事業所側求人数と実際の採用人数（介護職員）】



(3) 人材確保の現状〔障がい分野〕

人材確保の現状に対する実感については、「やや確保しにくい」「確保しにくい」と回答した割合を合わせると8割を超え、依然として人材確保が困難な状況が続いていることがうかがえる。一方で、令和4年度調査と比較すると、「確保できる」と回答した割合が若干増加（+3.6ポイント）し、「確保しにくい」と回答した割合が減少（▲7.3ポイント）しており、事業所によって人材確保の現状が異なっていることが推察される。

【人材確保の現状に対する実感（人材確保全般）】

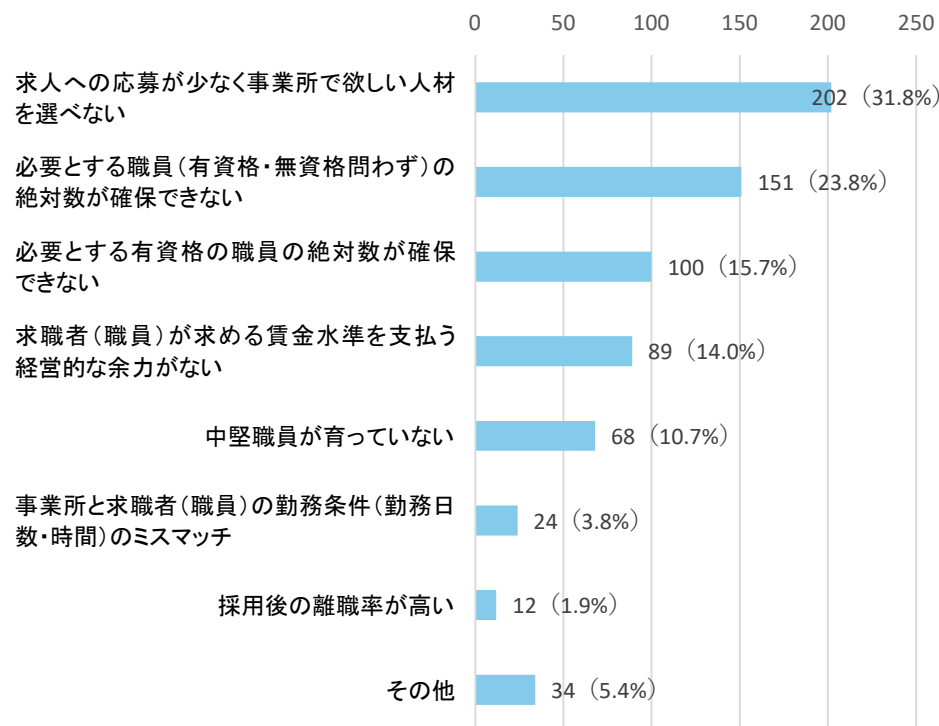


(4) 人材確保にかかる課題〔障がい分野〕

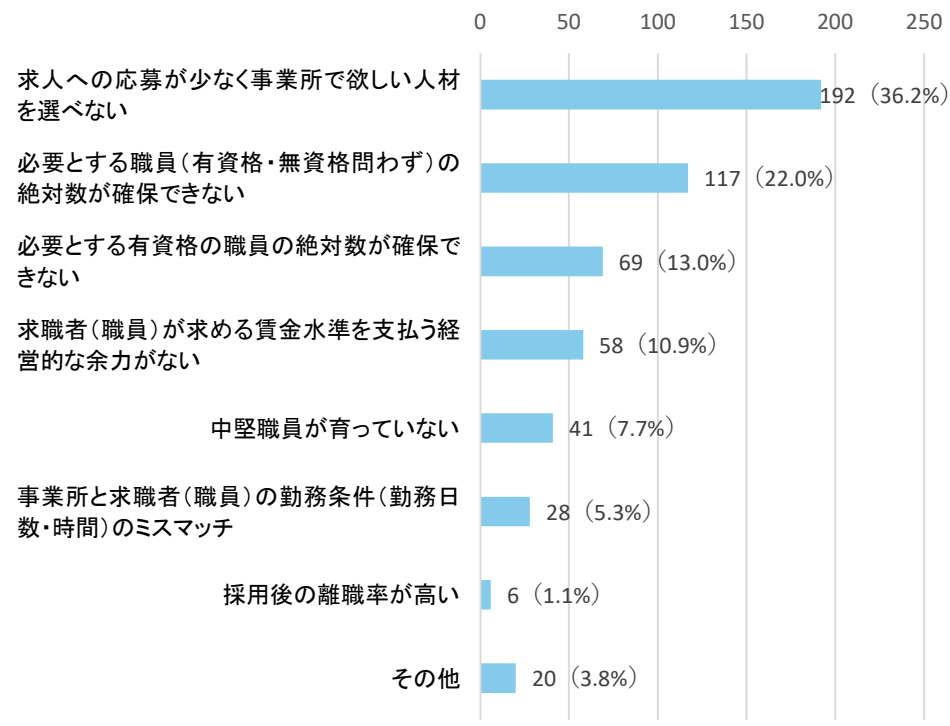
事業所が直面する介護人材確保上の課題をみると、「求人への応募が少なく事業所で欲しい人材を選べない」が31.8%と最も多く、次いで「必要とする職員（有資格・無資格問わず）の絶対数が確保できない」が23.8%で多かった。

【人材確保の課題】

R 7 調査（n = 635）：複数回答



（参考）R 4 調査（n = 531）：単数回答

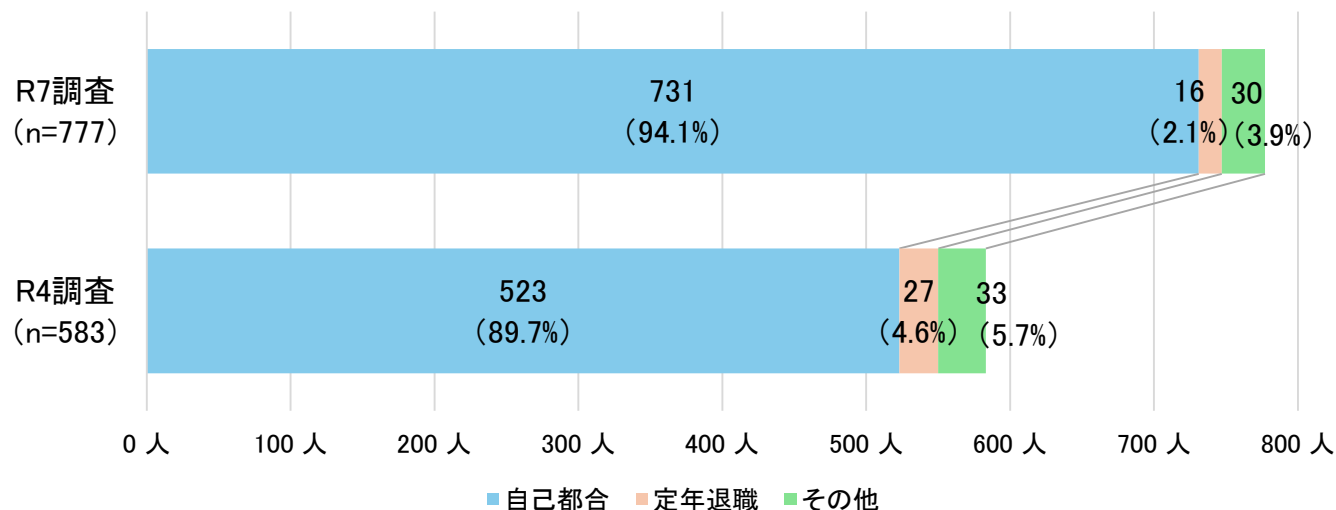


(5) 過去1年間の離職状況〔障がい分野〕

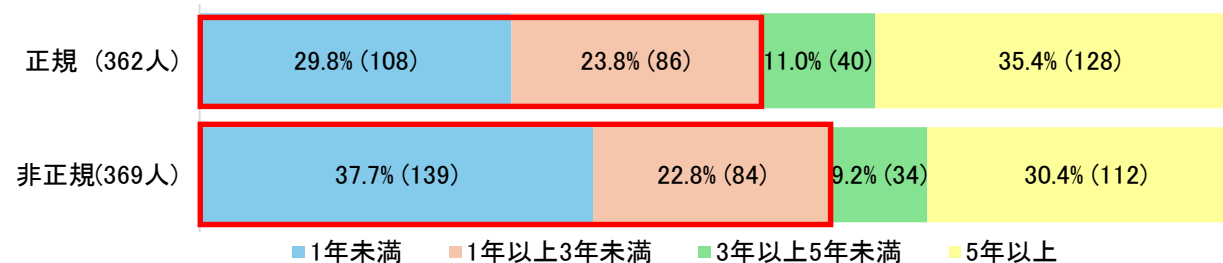
過去1年間の全職種の離職者数を要因別にみると、「自己都合」が最も多く、9割を超えた。

また、過去1年間の自己都合を理由に離職した職員の勤続年数をみると、3年未満の割合が正規職員で約5割、非正規職員で約6割にのぼっており、依然として早期離職が課題となっている。

【過去1年間の離職者数（要因別）】



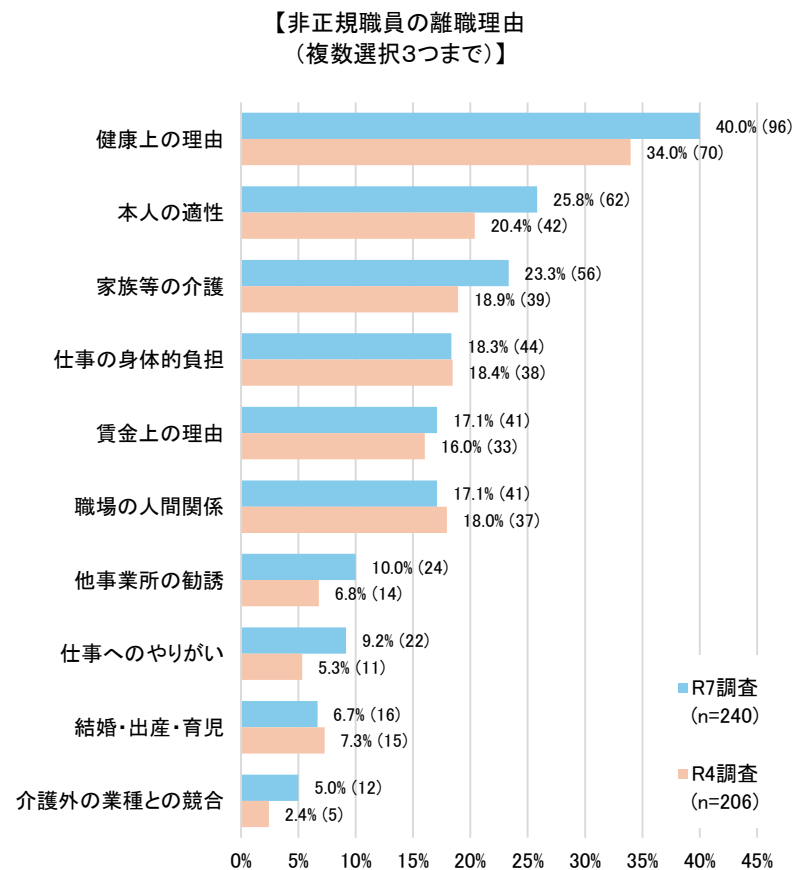
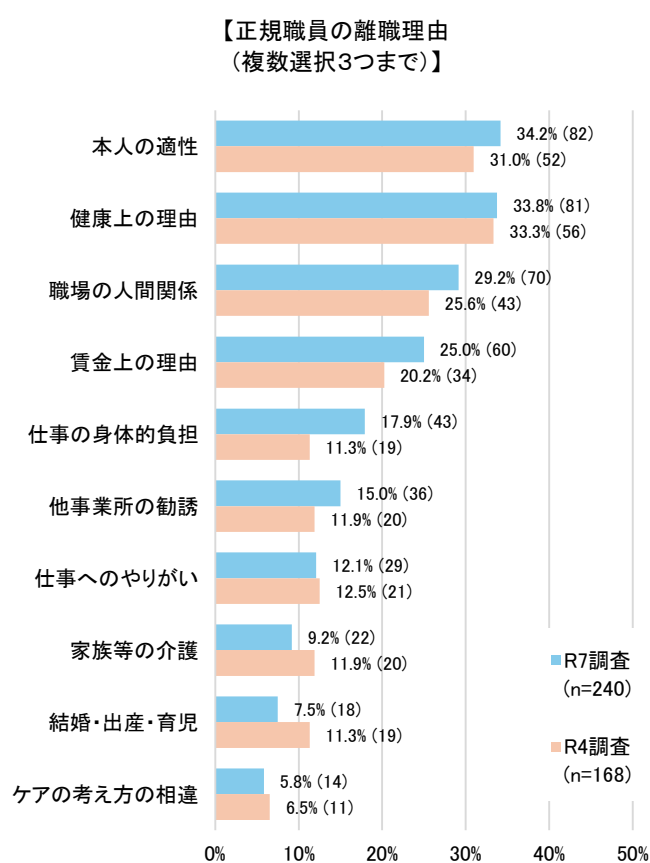
【自己都合による離職者の勤続年数（全職種）】



(6) 離職理由〔障がい分野〕

職員の自己都合による離職理由は、正規職員、非正規職員ともに「健康上の理由」が上位となっており、職員の年齢構成が高いことが影響していると考えられる。また、「本人の適性」が正規職員で最も高く、非正規職員でも上位となっていることは、障がい分野の特徴として挙げられる。

そのほか、「賃金上の理由」や、「他事業所の勧誘」が正規職員、非正規職員ともに令和4年度調査に比べて増加していることや、割合は低いものの、非正規職員において「介護外の業種との競合」が倍増していることから、人件費上昇による他の事業所や介護外の業種への人材の流出が起きていると推察される。



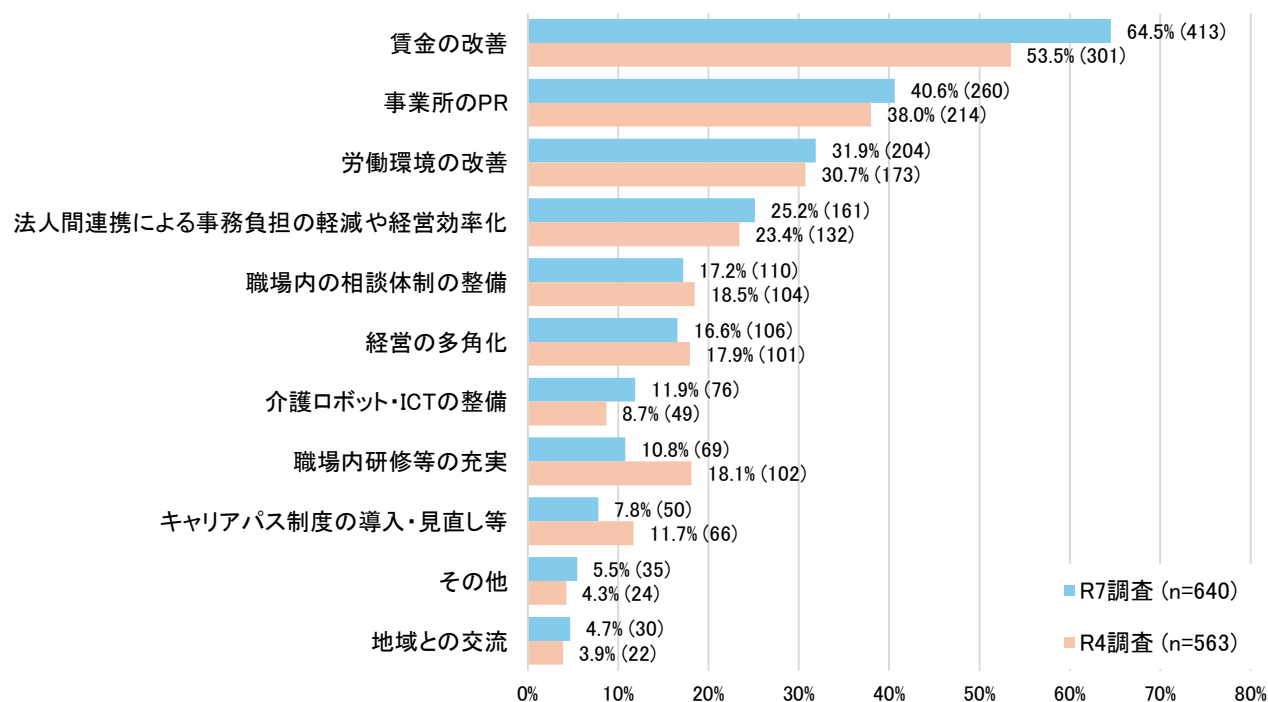
※正規、非正規と
もに上位10項目
の回答を抽出

(7) 安定的な人材確保と事業の安定運営のために必要な取組〔障がい分野〕

人材を安定的に確保し、事業の安定運営を行っていくために取り組まなければならないと考えていることは、「賃金の改善」が64.5%と最も高く、「事業所のPR」が40.6%、「労働環境の改善」が31.9%と続いている。

また、令和4年度調査と比較して「労働環境の改善」「法人間連携による事務負担の軽減や経営効率化」「介護ロボット・ICTの整備」などの回答が増加していることから、障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業等を通じた支援に引き続き取り組んでいく必要がある。

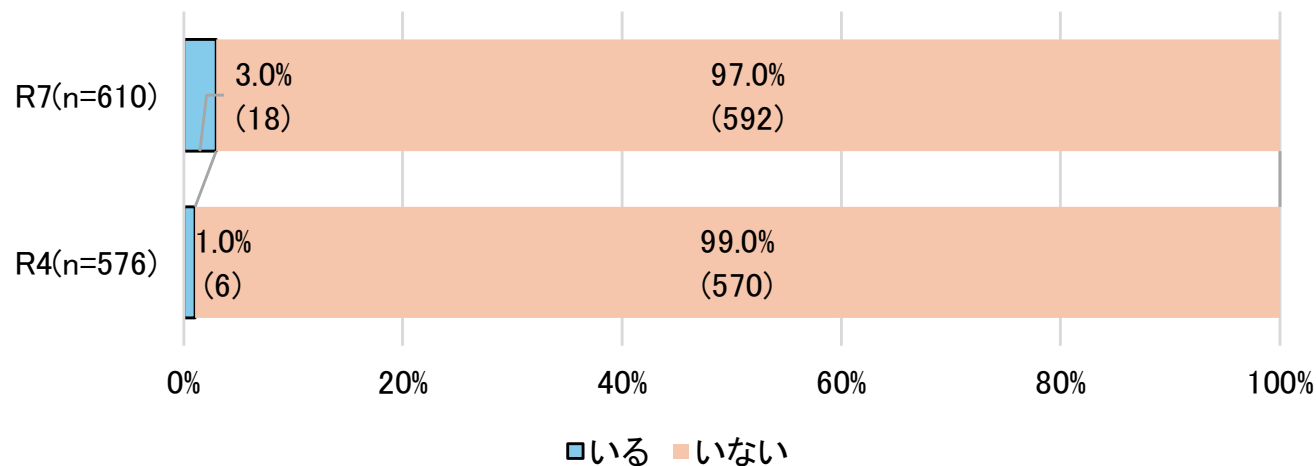
【安定的な人材確保と事業の安定運営のために必要な取組（複数選択）】



(8) 外国人労働者の有無〔障がい分野〕

介護の仕事をしている外国人労働者のいる事業所の割合は、「いる」が3.0%（18事業所）であり、令和4年度調査（1.0%、6事業所）よりも増加した。外国人労働者の総数は33人で、国籍別では「ミャンマー」が18人と最も多く、属性については、「技能実習」と「特定技能1号」が多かった。

【介護の仕事をしている外国人労働者のいる事業所の割合】



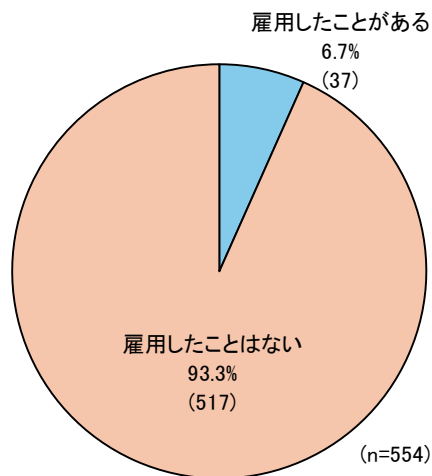
【介護の仕事をしている外国人労働者の国籍と人数】

	ミャンマー	インドネシア	ネパール	フィリピン	中国	その他	合計
人数	18	6	2	2	2	3	33

(外国人労働者属性：技能実習：12人、特定技能1号：8人、在留資格（介護）：5人、留学生：4人、その他：4人)

(9) 人材紹介会社を利用した事業所に対する追加調査〔障がい分野〕

【参考：人材紹介会社を通じた雇用の有無】



実態調査において、「人材紹介会社を利用して雇用した」と回答した事業所(37)に対し、追加調査を実施した。

【追加調査概要】(n=34)

1. 令和6年8月31日～令和7年9月1日の間に人材紹介会社を利用して採用した事業所数

当該期間に採用のなかった事業所	26
1人採用の事業所	4
2人採用の事業所	2
無回答	2

2. 人材紹介手数料

利用したことのある事業所の9割以上が「推定年収の20%～30%」との回答であった。

3. 人材紹介会社利用のきっかけ

「採用活動がうまくいかなかったため(マッチングの不一致)」が9事業所で最多。

4. 自由記述

- ・紹介手数料が高い。
- ・福祉のことをある程度理解した人を紹介してほしい。
- ・紹介手数料がかかるので手数料に見合った人材を紹介してほしい。
- ・定着率が低いので入職前後の支援が課題。

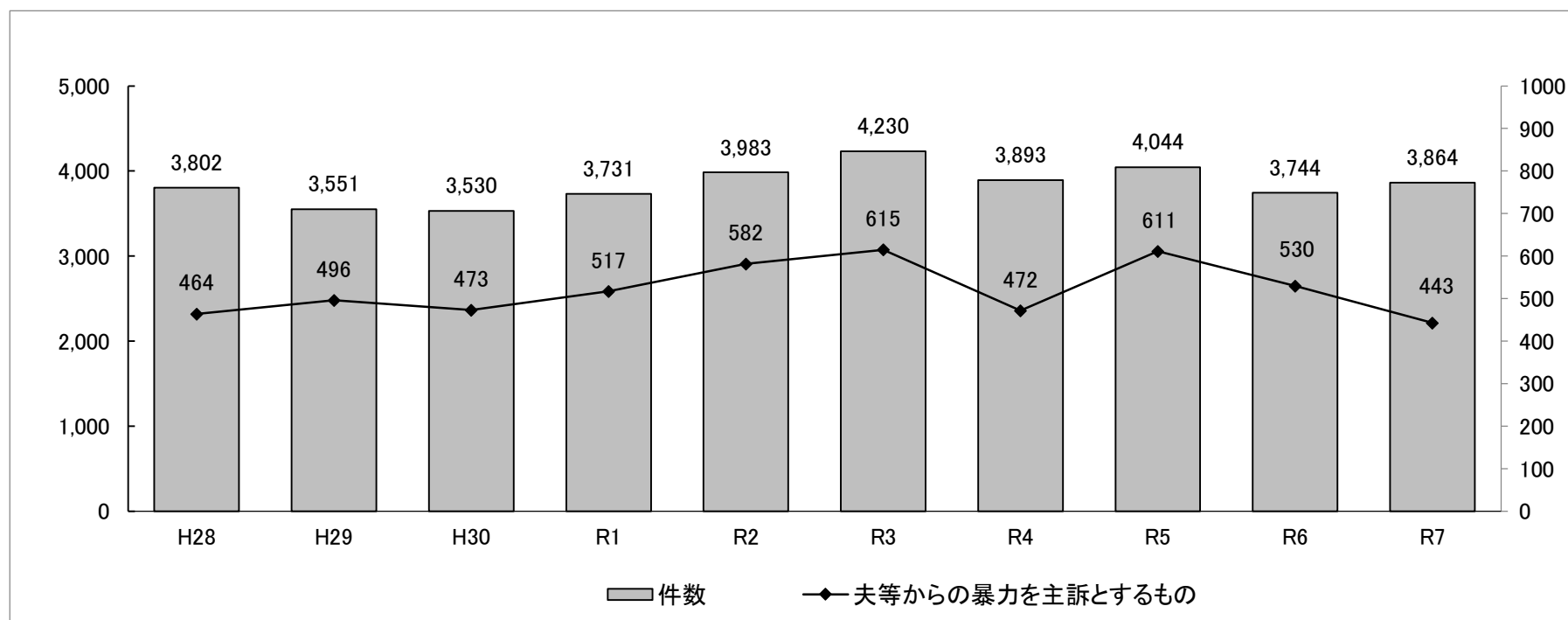
令和7年度における女性相談等の実施状況について

島根県の女性相談窓口における令和7年度の実施状況は次のとおりです。

※女性相談窓口：女性相談センター（松江）、女性相談センター西部分室（大田）、児童相談所（出雲、浜田、益田、隠岐）

1. 女性相談の状況

(1) 女性相談件数(延べ件数)の推移

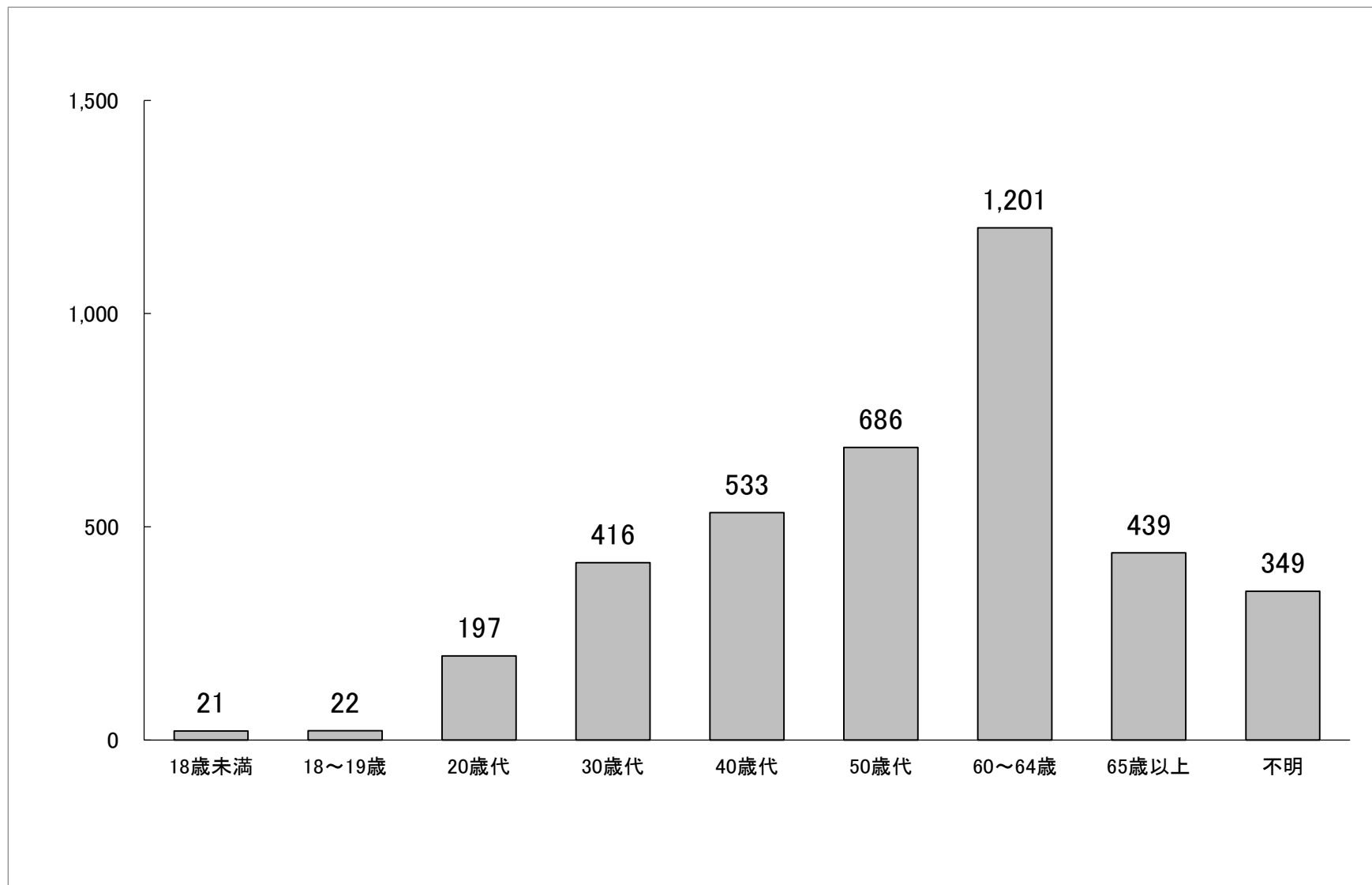


○相談件数は面接相談と電話相談を合わせ 3,864 件、令和6年度に比べて 120 件(3.2%)増加。

○令和7年度の夫等からの暴力に係る相談は 443 件、令和6年度に比べて 87 件(16.4%)減少。

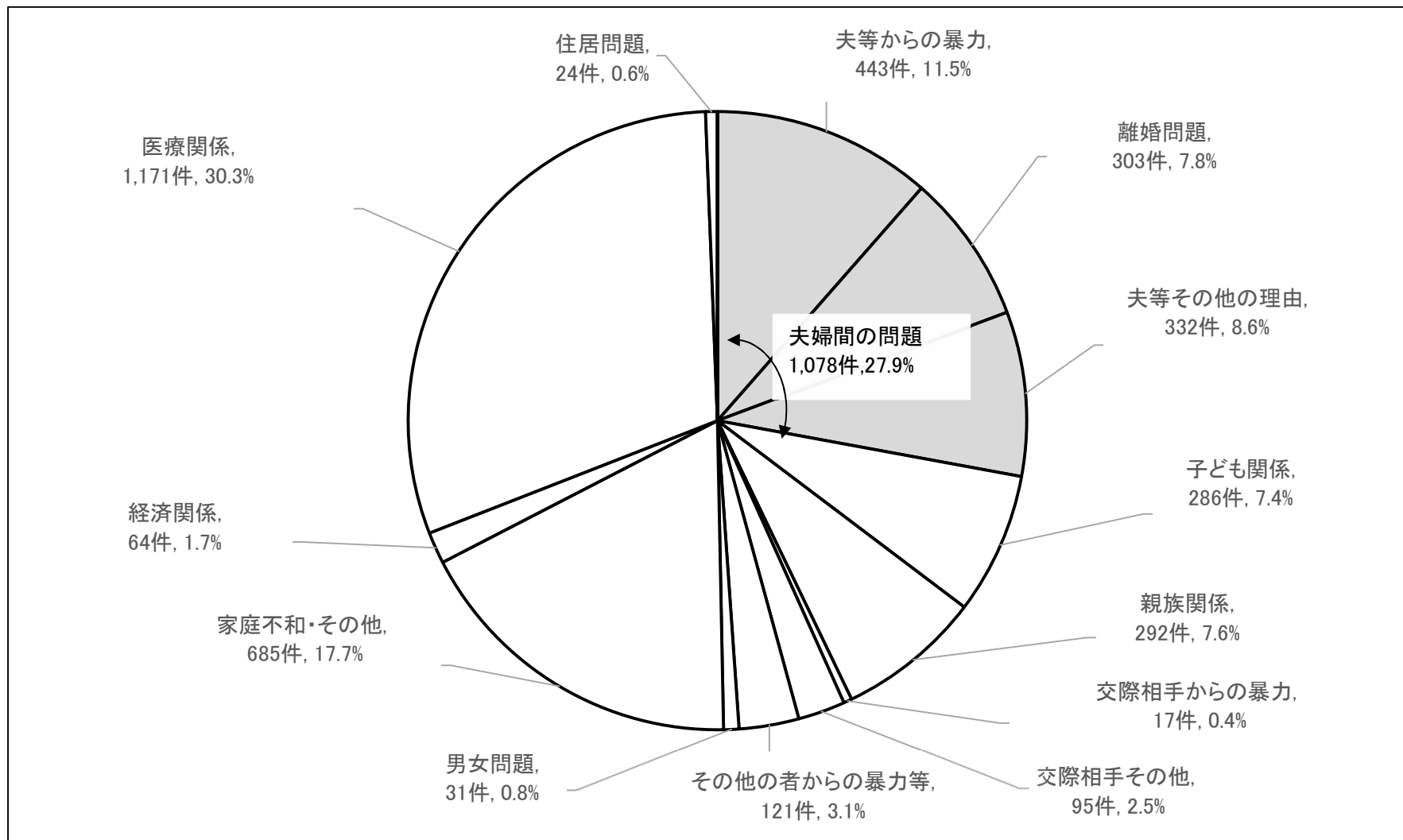
※夫等：夫、元夫、内縁の夫

(2) 年齢別相談件数(延べ件数)



○年齢別相談件数では、60~64歳が最も多く1,201件(31.1%)、次いで50歳代686件(17.8%)、40歳代533件(13.8%)となっている。

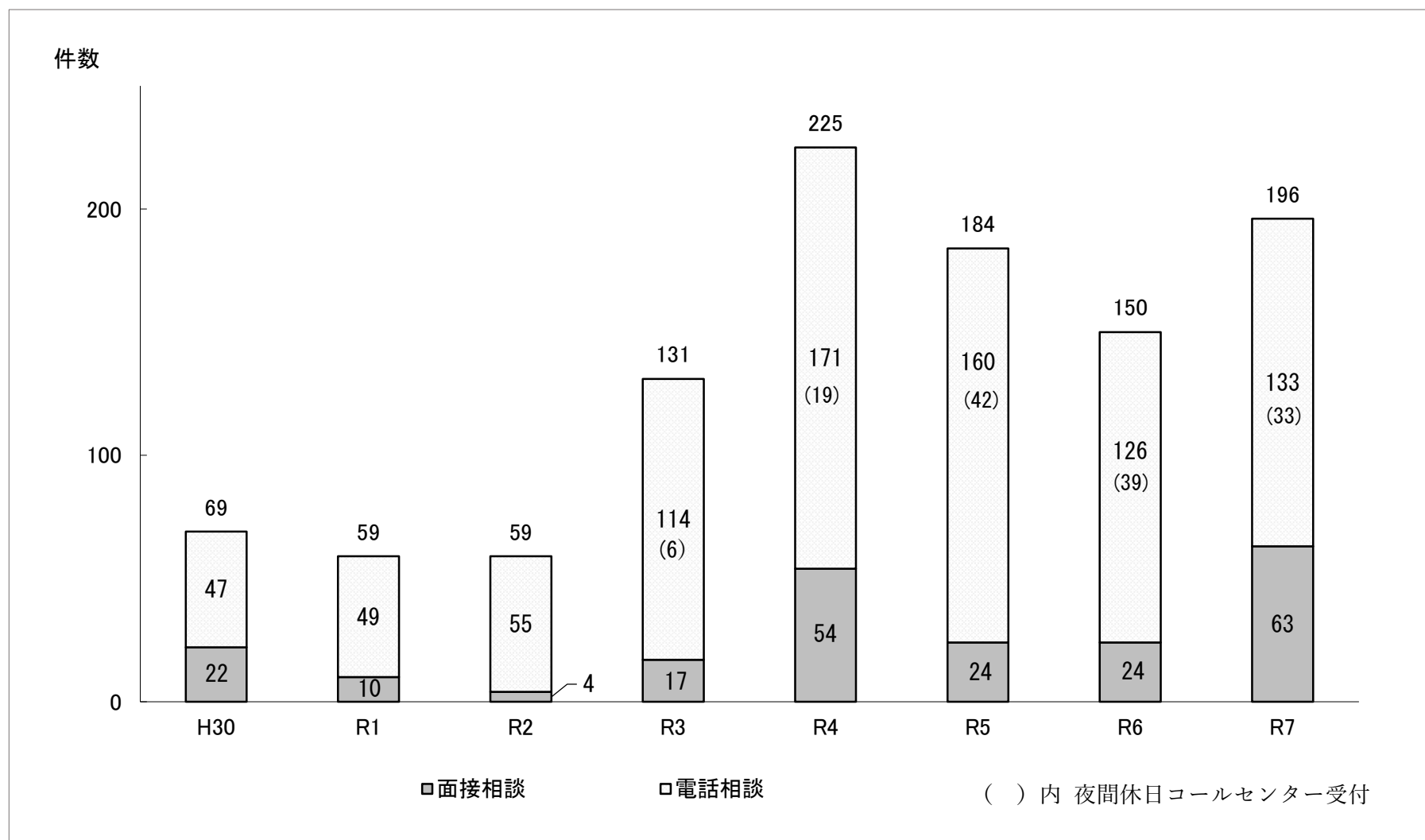
(3) 主訴別相談件数(延べ件数)



○主訴別では、精神的な相談をはじめとした「医療関係」が最も多く1,171件(30.3%)、次いで人間関係の諸問題の相談「家庭不和・その他」685件(17.7%)、「夫等からの暴力」443件(11.5%)となっている。

○夫婦間の問題(「夫等からの暴力」、「離婚問題」、「夫等その他」)は1,078件(27.9%)となっている。

2. 性暴力被害者支援センターたんぽぽの相談件数(延べ件数)

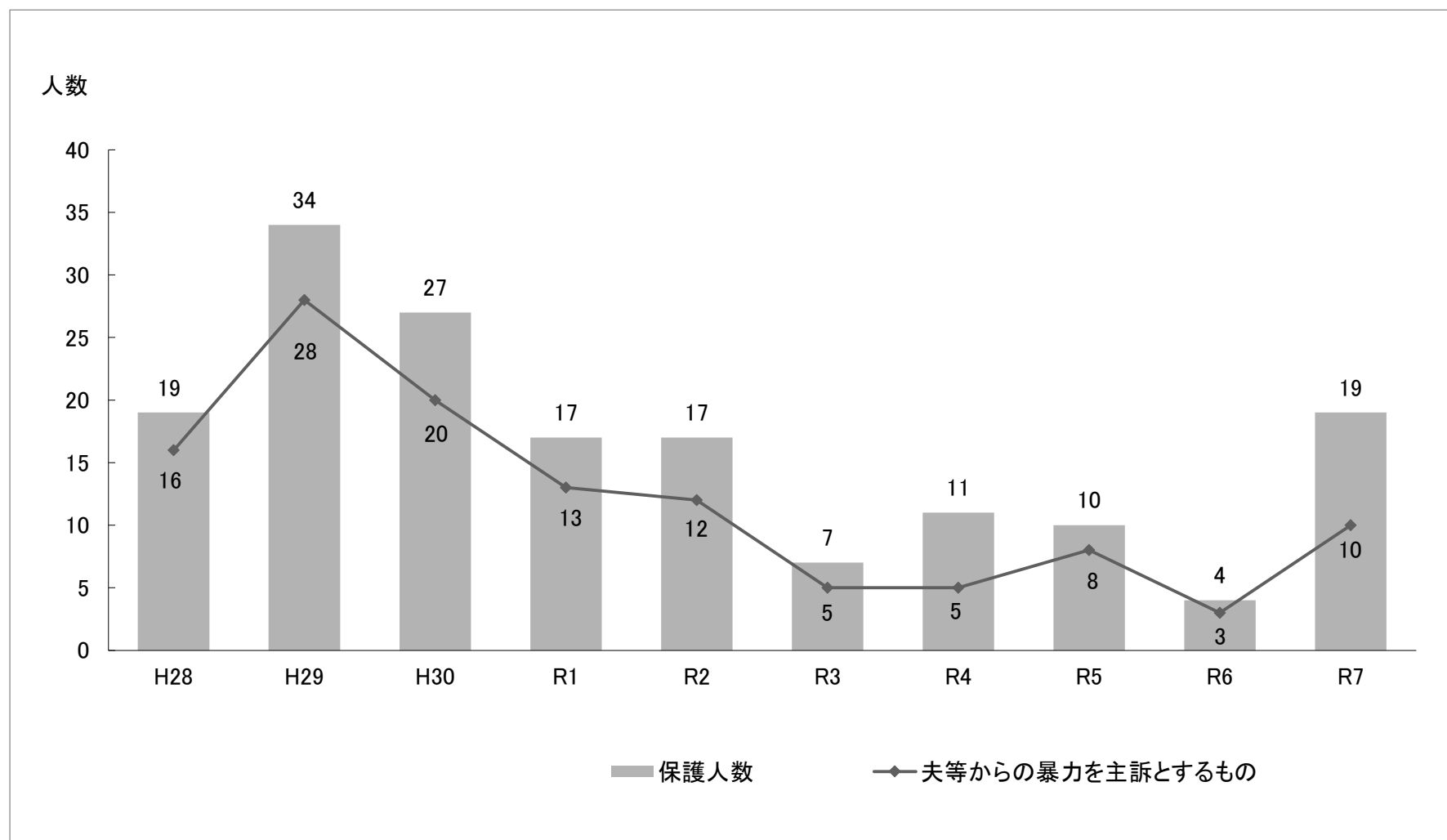


○相談件数は面接相談と電話相談を合わせ 196 件、令和6年度に比べて 46 件(30.6%)増加。

○電話相談件数は 133 件、うち性暴力被害の相談は 85 件、その他の相談・問合せは 48 件。

○面接相談は 63 件、令和6年度に比べて 39 件(162%)増加。

3. 一時保護人数(実人数)の推移(同伴児(者)は含まず)



○一時保護の人数は19人、令和6年度に比べて15人(375%)増加。

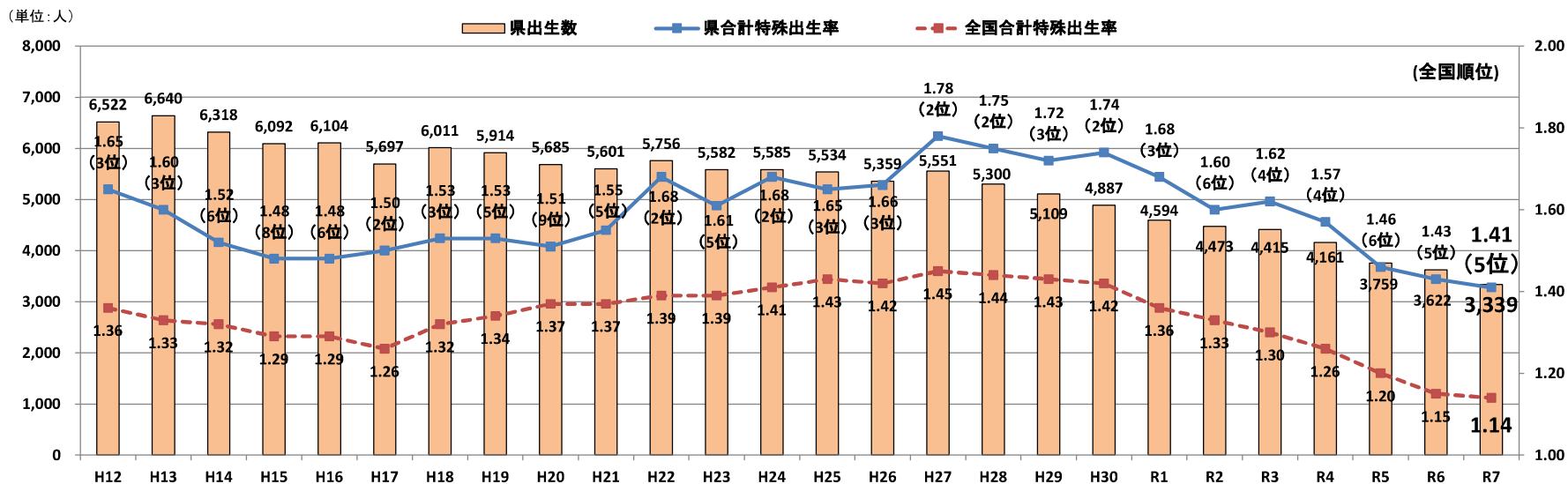
○このうち、「夫等からの暴力」による保護人数は10人、令和6年度に比べて7人(233.3%)増加。

令和7年合計特殊出生率等について

【厚生労働省 R8. 6. 3発表】

令和8年6月25日・26日
環境厚生委員会資料
健康福祉部子ども・子育て支援課

■ 合計特殊出生率、出生数の推移



■ 合計特殊出生率、出生数(前年との比較)

	合計特殊出生率			出生数(人)		
	R6	R7	増減	R6	R7	増減
	確定	概数		確定	概数	
全国	1.15	1.14	▲ 0.01	686,173	671,236	▲ 14,937
島根県	1.43	1.41	▲ 0.02	3,622	3,339	▲ 283

■ 合計特殊出生率全国順位 (R5~R7)

	R5		R6		R7	
1位	沖縄県	1.60	沖縄県	1.54	沖縄県	1.52
2位	長崎県 宮崎県	1.49	福井県	1.46	宮崎県	1.46
3位			宮崎県	1.43	福井県	1.45
4位	鹿児島県	1.48	鳥取県	1.43	長崎県	1.42
5位	熊本県	1.47	島根県	1.43	島根県	1.41
全国		1.20		1.15		1.14

島根県 1.46 R5 (6位)

令和8年度 放課後児童クラブの状況（速報値）について

令和8年6月25日・26日
環境厚生委員会資料
健康福祉部子ども・子育て支援課

1. 受入児童数の拡大

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (速報値)	増減 (R元→R8)
児童クラブ数（箇所）	235	243	249	258	262	264	263	265	+30
受入可能数（定員：人）	9,801	10,145	10,553	11,058	11,245	11,393	11,488	11,639	+1,838
受入児童数（人）	8,920	9,135	9,365	9,842	9,914	10,026	10,039	9,958	+1,038
ほか 小規模預かり（※） （小規模預かりを含む）				46 (9,888)	80 (9,994)	121 (10,147)	180 (10,219)	167 (10,125)	+167 (1,205)
待機児童数（人）	190	157	160	131	111	140	76	55	▲ 135

（※）小規模多機能・放課後児童支援事業（R4県補助金創設）による受入児童数

2. 利用時間の延長

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (速報値)	増減 (R元→R8)
18:30まで開所（箇所）	—	175 (72.0%)	201 (80.7%)	210 (81.4%)	218 (83.2%)	222 (84.1%)	217 (82.5%)	213 (80.4%)	+38 (注)R2→R8増減
19:00まで開所（箇所）	59 (25.1%)	75 (30.9%)	85 (34.1%)	92 (35.7%)	95 (36.3%)	99 (37.5%)	110 (41.8%)	104 (39.2%)	+45
長期休業中の 朝7:30から開所（箇所）	31 (13.2%)	40 (16.5%)	68 (27.3%)	68 (26.4%)	83 (31.7%)	85 (32.2%)	89 (33.8%)	92 (34.7%)	+61

（ ）内の％は各年度の児童クラブ数に占める割合

3. 放課後児童支援員の確保

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (予定)	増減 (R元→R8)
研修実施箇所数	3	7	7	8	9	9	9	10	+7
資格研修実施回数	3	10	9	10	11	12	12	12	+9
年度修了者数	197	220	209	255	247	231	203	—	—

こども家庭庁（R元～R4：厚生労働省）「放課後児童クラブの実施状況調査」及び市町村への聞き取りによる

[調査時点] 1, 2 … 5月1日時点（令和2年度のみ7月1日時点）※R8年度は速報値 3 … 各年度末

障がい者就労継続支援事業所における平均工賃月額の実績について

1. 平均工賃月額の実績

		平均工賃月額			対前年度比	回答事業所数	
		R5年度	R6年度	R7年度	R7/R6	R6年度	R7年度
就労継続支援B型	目標額	21,327円	28,600円	29,200円	—	142事業所	150事業所
平均工賃月額(旧算定※)	実績額	20,354円	—	—	—		
平均工賃月額(新算定※)	実績額	28,040円	29,506円	32,253円	109.3%		
就労継続支援A型(雇用型)		103,724円	107,724円	109,425円	101.6%	29事業所	30事業所

※平均工賃月額の算定については、国から示された新たな算定方法を踏まえた見直しを実施

- ・令和4年度以前(旧算定)：平均工賃月額＝支払工賃総額÷工賃支払対象者の総数
→工賃支払対象者のうち、利用日数が少ない者が含まれる場合、平均工賃月額が低く算定される。
- ・令和5年度以降(新算定)：平均工賃月額＝支払工賃総額÷開所日1日あたりの平均利用者数

<実績に対する評価>

最低賃金の引き上げによる影響、事業所での営業活動や農福連携の取り組み等により、平均工賃月額が増加した。

2. 島根県の平均工賃月額の順位

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
島根県	19,749円	20,141円	28,040円	29,506円	32,253円
全国平均	16,507円	17,031円	22,649円	24,141円	—
島根県の全国順位	6位	7位	4位	3位	—

3. 県の工賃向上支援事業(新商品開発、設備整備等)の活用事業所の状況

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
活用事業所の平均 事業所数(累計)	21,581円 (56事業所)	22,099円 (59事業所)	29,701円 (60事業所)	31,922円 (60事業所)	34,487円 (60事業所)
事業所の平均	19,749円	20,141円	28,040円	29,506円	32,253円

障がい者就労施設等からの物品等の調達について

1. 令和7年度までの調達実績

(単位：円)

	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調達目標額	—	46,000,000	—	46,000,000	—	46,000,000	—	46,000,000	—	46,000,000
実績額	486	36,710,414	584	40,672,856	578	39,435,405	658	43,083,382	615	31,076,154
前年度比	—	—	—	110.8%	—	97.0%	—	109.3%	—	72.1%
調達目標達成率	—	—	—	88.4%	—	85.7%	—	93.7%	—	67.6%

(内容別)

(単位：円)

	R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
印刷、情報処理	231	6,566,070	297	9,222,907	296	10,166,210	283	10,020,797	287	10,039,854
役務	127	10,174,503	143	12,309,523	135	10,119,314	152	10,069,822	142	11,235,209
物品	103	4,368,198	115	3,031,614	110	2,652,076	107	3,700,131	99	3,553,381
給食、弁当	25	15,601,643	29	16,108,812	37	16,497,805	116	19,292,632	87	6,247,710
計	486	36,710,414	584	40,672,856	578	39,435,405	658	43,083,382	615	31,076,154

(R 7実績減の理由) 給食提供の一部施設が、障がい者就労施設等に該当しなくなったため

2. 令和8年度の調達方針(案)

(1) 調達目標額 34,000千円

(単位：千円)

区分	目標金額	品目の例
印刷、情報処理	10,600	各種印刷、デザイン、データ入力、テープ起こし、HP管理
役務	12,400	クリーニング、清掃、環境整備、施設管理、文書投入・発送、調査
物品	4,000	啓発用品、イベントグッズ、防災用品、事務用品、切手
給食、弁当	7,000	給食、食堂業務、弁当、給食パン、軽食・喫茶、菓子
計	34,000	

(2) 目標達成に向けた取組

- ・各所属に、障がい者就労施設が提供可能なサービスや物品等の情報提供をする。
- ・県と業務委託契約をしている事業者に、障がい者就労施設等からの物品等の調達の協力を依頼する。
- ・各所属の調達予定物品、役務等を障がい者就労施設等へ情報提供する。